

において同じ。」を「を切り上げた金額」に改め、同条第二号中「除して得た金額」の下に「(当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額)」を加え、同条を第十条とし、第六条を第九条とする。

第五条中「第八条第二項に定める額」を「第十条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に法第四百三十三条第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター(知事の選挙に係るものに限る。)及び同項第五号のポスター(以下「ポスター」と総称する。)の作成枚数(当該作成枚数が当該選挙区等(県議会議員の選挙の当該選挙区若しくは当該選挙が行われる区域又は知事の選挙の当該選挙が行われる区域をいう。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数)を乗じて得た金額」に改め、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

(ビラの作成の公営)

第五条 候補者(知事の選挙における候補者に限る。第七条において同じ。)は、同条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に法第四百二十二条第一項第三号のビラ(以下「ビラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数(公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第三百三十二条の四第一項に規定する場合には、同項に定める枚数。以下同じ。))を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第六条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成に係る公費の支払)

第七条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十六万五千円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(当該金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秋田県条例第五十五号

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中(九)を(十)とし、(五)から(八)までを二つずつ繰り下げ、(四)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 通所リハビリテーションに係るもの

一件につき 四万千三百円

第二条第十三号(三)の次に次のように加える。

(四) 訪問リハビリテーションに係るもの

一件につき 三万七千九百円

第二条第十三号に次のように加える。

(五) 介護療養施設サービスに係るもの

一件につき 四万七千七百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十六号

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例

秋田県児童会館条例（平成十七年秋田県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「設備」の下に「（以下「施設等」という。）」を加え、同条第二項中「又は設備」を「等」に改める。

第六条中「会館」を「施設等」に改める。

第七条を第十四条とし、第六条の次に次の七条を加える。

（指定管理者による管理）

第七条 会館の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 児童の健全な遊びの提供に関する業務
- 四 自然と文化に関する教育活動に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って会館の管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第十条 第七条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、施設等を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第四条から第六条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならぬ。

- 一 別表の規定を基準として定められていること。
- 二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。
- 三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。
- 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。別表第四号の表拡声設備レコードプレーヤーの項、拡声設備ステージスピーカーの項及び照明設備フラッドライトの項を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第四号の表拡声設備レコードプレーヤーの項、拡声設備ステージスピーカーの項及び照明設備フラッドライトの項を削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県児童会館条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県条例第五十七号

秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。
第七条中「出納長に行なわせる」を「会計管理者に行わせる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十八号

秋田県農業研修センター条例の一部を改正する条例

秋田県農業研修センター条例(平成三年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条を第十条とし、第五条を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第七条 センター(本館を除く。以下同じ。)の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 二 植物の栽培及び管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務
(管理の基準)

第九条 指定管理者は、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってセンターの管理を行わなければならない。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
 - 二 使用の目的を変更したとき。
 - 三 知事の指示に従わなかったとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。
- 別表中「第三条」を「第四条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第五十九号

秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

秋田県立職業能力開発校条例(昭和五十一年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科において職業訓練を受ける者に限る。)」を削り、「九千六百元」を「九千九百元」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 平成二十年三月三十一日に秋田県立鷹巣技術専門校建築施工系木造建築科に在籍し、引き続き当該科に在籍する訓練生に係る授業料は、この条例に

よる改正後の秋田県立職業能力開発校条例第三条第一項の規定にかかわらず、徴収しない。

秋田県条例第六十号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年秋田県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号(五)中「本項各号及び第三条各号」を「この項各号及び次条各号」に改め、同条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に成立したこの条例による改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例第二条第三項の規定により郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社が知事とした協議は、この条例による改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例第二条第一項の規定により同法第六条第三項に規定する承継会社等に対して知事がした許可とみなす。

秋田県条例第六十一号

市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

（市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正）

第一条 市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六十五第一号中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同表第二号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

（秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部改正）

第二条 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同表二の項中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同表五の項中「第二十条の二第十一項又は第三十八条の四第二十項」を「第二十条の二第十三項又は第三

十八条の四第二十二項」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日から施行する。

秋田県条例第六十二号

副出納長の設置及び定数に関する条例を廃止する条例

副出納長の設置及び定数に関する条例（昭和三十年秋田県条例第五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十九年七月四日から施行する。

秋田県条例第六十三号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「である土地」を削り、「地上権」を「私権」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六十四号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例（昭和二十九年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
E-mail: matsubara@natsubara-rynsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄